

小諸市 物価高騰対策生活支援事業 こもろ生活応援商品券 取扱店要項

1. 発行の目的

小諸市では、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、小諸市内での消費の拡大と市民の皆様の生活負担軽減の一環として、小諸市物価高騰対策生活支援事業こもろ生活応援商品券を発行します。

2. 商品券の発行について

(1) 名称……………小諸市 物価高騰対策生活支援事業こもろ生活応援商品券

(2) 発行事業実施者……株式会社まちづくり小諸

(3) 発行総額……………2億4,720万円

(4) 発行部数……………41,200冊



(5) 商品券の種類……………(1,000円券・4枚/500円券・4枚)

(6) 店舗区分……………大型店：売場面積が1,000㎡を超える小売店

※ 但し、同一事業者で1,000㎡を超えない店舗がある場合その店舗も大型店扱いとする

(7) 利用期間……………令和8年2月1日(日)～令和8年4月12日(日)

3. 取扱における厳守事項

(1) 商品券は物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能。

(2) 商品券は販売・サービスの提供が伴わない行為での現金化はできません。

(3) 商品券額面に利用金額が満たない場合、釣銭は出さないものとします。

(4) 不足分は現金で受け取って下さい。

(5) 利用期間を過ぎた商品券は受け取らないで下さい。

(6) 商品券の紛失及び盗難に対して、その責任を負いません。

(7) 自店の商品や自らの專業上の取引(仕入)には、使用できません。

4. 商品券の利用対象にならないもの

(1) 換金性の高いもの…商品券・ビール券・酒券・図書券・切手・印紙・プリペイドカード等

(2) 株券・先物・保険・宝くじ等の金融商品

(3) 現金との換金・金融機関への預け入れ

(4) 医療保険や介護保険等の一部負担金・処方箋が必要な医薬品

(5) パチンコ店等の娯楽施設への支払い

(6) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

(7) 国や地方公共団体への支払いおよび公共料金の支払い(税金・電気・ガス・水道料金等)

(8) 家賃の支払い、不動産等の取引

(9) たばこ事業法に規定する製造たばこの購入

(10) その他 加盟店が特に指定するもの

5. 取扱店の参加資格

小諸市内に店舗・営業所等を有する個人、法人

6. 取扱ができない事業者

- (1) パチンコ店等の娯楽施設事業者。
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者。
- (3) 「4. 商品券の利用対象にならないもの」に記載の取引、商品のみを取り扱う事業者。
- (4) 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 {平成3年法律第77号第2条第2号} に規定する暴力団をいう）暴力団員（同第6号に規定する規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者。

7. 取扱店の責務等

- (1) 取扱店であることが明確になるよう、商品券販売日までにお届けしますのでポスター等を利用者が分かりやすい場所に掲示して下さい。
- (2) 利用者が持ち込んだ商品券は、受け取る前に問題ないかを確認してください。偽造防止がない、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに発行事業実施者（株式会社まちづくり小諸）まで報告して下さい。
- (3) 商品券を受け取った時は、他店での再使用を防止するため裏面の所定欄に取扱店名を記入することとし、既に取扱店の記入がある場合は、受け取りを拒否して下さい。
- (4) 商品券の交換及び売買は行わないでください。利用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能です。
- (5) 商品券は、「1,000円券」「500円券」の2種類があります。
- (6) **大型店では、「1,000円券」のみ取り扱うことができます。**
「500円券」は受け取らないようにしてください。
- (7) **一般店では、「1,000円券」および「500円券」を取り扱うことができます。**
- (8) 利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金切れ等による損失は、取扱店の責務とします。
- (9) 長野県暴力団排除条例及び小諸市暴力団排除条例を厳守して下さい。

商品券の種類	使用できる店舗	
	大型店	一般店
1,000円券	○	○
500円券	×	○

8. 申請手続きについて

(1) 申請方法

①前回令和4年（こもろ生活支援チケット）に加盟されている店舗

不参加の申し出が無い限り、自動的に登録となります。内容の変更がある場合のみ、ご連絡ください。

②新規に取扱店加盟をご希望の場合

取扱加盟店の募集は随時受付しております。本要項に同意の上、「取扱店登録申請書」に必要な事項を記入し、下記のいずれかによりご提出ください。

【郵送】〒384-0026 小諸市本町 2-3-13 （株）まちづくり小諸 こもろ生活応援商品券 宛て

【FAX】0267-27-0065 【メール】info@machidsukuri-komoro.com

※恐れ入りますが、手続きに関する申込書送付郵便料金は取扱店様負担となりますので、ご了承ください。

※「取扱店登録申請書」は、株式会社まちづくり小諸のホームページからもダウンロードできます。

(2) 申請締切日

令和8年1月9日（金）（必着）までに申請された取扱店は、全戸配布用のこもろ生活応援商品券一覧表に掲載します。9日以降申請した取扱店は、（株）まちづくり小諸のホームページで随時更新いたします。

(3) 申請後の審査・承認

申請のあった事業者は、審査を経て取扱店として承認します。

承認した場合には後日「ポスター・関係書類」を郵送致します。

(4) その他

市内に複数の店舗がある場合は、個別の店舗ごとに申し込んで下さい。

9. 商品券の破損について

万が一、何らかの事由により商品券に破損が生じた場合、券番号が確認できる状態且つ券面の面積が2分の1以上の物は換金対象、それ以外の著しく破損した商品券は、換金に応じることができませんので、ご注意ください。

10. 換金について

(1) 換金商品券について

- ①商品券裏面に必ず加盟店店名印を押印して下さい。
- ②加盟店店名印の押印が無い商品券の換金はできません。

(2) 商品券換金の最終締め切り

令和8年4月27日(月)午後3時(厳守)

(3) 換金手続き

- ①お支払いは全てご指定の銀行口座への振込となります。
- ②換金受付日は原則(毎月5日、15日、25日)とします。

日祭日の場合は直近の月曜日となります。

- ③上記換金受付日以外の換金は、
一切お請けできませんのでご注意ください。

- ④現金への換金(直接手渡し)は、
一切お請けできません。

年月	換金日
令和8年2月	16日(月)/25日(水)
令和8年3月	5日(木)/16日(月)/25日(水)
令和8年4月	6日(月)/15日(水)/27日(月)

(4) 換金時間

午前9時～午後3時まで

(5) 送金について

換金手続き日から3営業日以内にお振り込みします。

(6) 換金持込場所

小諸市本町2-3-13 株式会社まちづくり小諸

(駐車場は最寄りのパーキングをご利用ください)

(7) 換金についての注意事項

- ①必ず券種ごとに分けてお持ちください。



11. 取扱店の取消等

この「募集要項」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の承認を取り消す場合があります。又、違反により損害金が発生した際は請求する場合があります。

12. その他留意事項

この「募集要項」に記載されていない事項、不明な点は(株)まちづくり小諸までお問合せ下さい。

【発行】

小諸市物価高騰対策支援事業 発行事業実施者
株式会社まちづくり小諸

〒384-0026

長野県小諸市本町二丁目3番13号

☎ 0267-27-0156 / FAX 0267-27-0065

URL : <https://www.machidsukuri-komoro.com/>